

長井市公共施設等整備計画

平成28年11月

(令和2年3月一部改訂)

山形県長井市

■目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	対象施設	2
第2章	公共施設を取巻く現状と課題	3
1	施設の現状と課題	3
2	人口・ニーズの現状と課題	9
3	財政の現状と課題	11
4	更新費用の推計	13
第3章	公共施設整備計画の必要性	15
1	財政の視点	15
2	まちづくりの視点	15
第4章	公共施設等整備方針	17
1	基本的な考え方	17
2	基本方針	18
3	具体的な取組	19
4	分野別の整備方針	20
第5章	整備計画	25
1	整備対象施設	25
2	整備スケジュール	27
3	概算事業費	28
4	将来負担の推計	29
第6章	推進体制	32

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

長井市では平成26年3月、まちづくりの課題を解決するための新たな指針となる、「長井市第五次総合計画^{※1}」を策定しました。これまで育んできた歴史や文化、地域の良さを十分に活かしながら、30年後も50年後も市民がしあわせに暮らしていける「持続可能なまち」を形成していくため、これからの長井市のまちづくりの課題を整理した中で、課題の一つとしてあげられているのが「公共施設・まちの基盤の老朽化対策」です。

市役所や学校等の公共施設、道路や上下水道施設等のまちの基盤（インフラ^{※2}）は、主に高度経済成長期に集中的に整備が行われてきました。これらの施設には築30年を超えるものが多く、改修や更新が必要な施設が出てきていますが、財政的な制約があるため、優先順位をつけながら計画的な改修や更新を進めていく必要があります。また、公共施設は地震等の災害の際には災害対策本部^{※3}や市民の避難所としての機能が求められることから、耐震化などの対策が必要となります。

第五次総合計画では、行政運営分野の目指す姿の一つとして「将来を見据え、老朽化する公共施設等のあり方について方針を整理し、市民が安心して利用できる公共施設等の計画的な整備を目指します。」とし、その取り組みの方針としては「公共施設等の老朽化対策のため、財政状況を踏まえ公共施設等整備計画を策定します。公共施設等の耐震補強や長寿命化を図るとともに、新規整備や更新等については機能の効率化と施設の集約化を原則とし、中長期的には施設全体の総床面積を縮減していきます。」としています。

この方針のもと、庁内の検討組織である「公共施設等整備庁内検討委員会」で既存の公共施設並びに現段階で各種計画等に盛り込まれている施設について、「公共施設等整備計画（案）」の策定を進めてきました。

少子高齢化・人口減少社会の進行により税収の減少や利用者の減少が予想される中、全ての施設を現在と同様に維持していくことは財政の大きな負担となることが予想されます。

後年度の財政負担の軽減や平準化を図り、市民サービスを低下させることなく施設整備を行っていくため、計画を策定するものです。

※1 総合計画：地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。長井市の第五次総合計画の計画期間は平成26～35年度の10年間。

※2 インフラ：水道や道路、電力網などの社会基盤のこと。

※3 災害対策本部：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に臨時に設置される機関。

2 計画の位置付け

この計画は、本市のまちづくりの指針となる「長井市第五次総合計画」（平成26年3月策定）の下位に位置する計画として策定します。

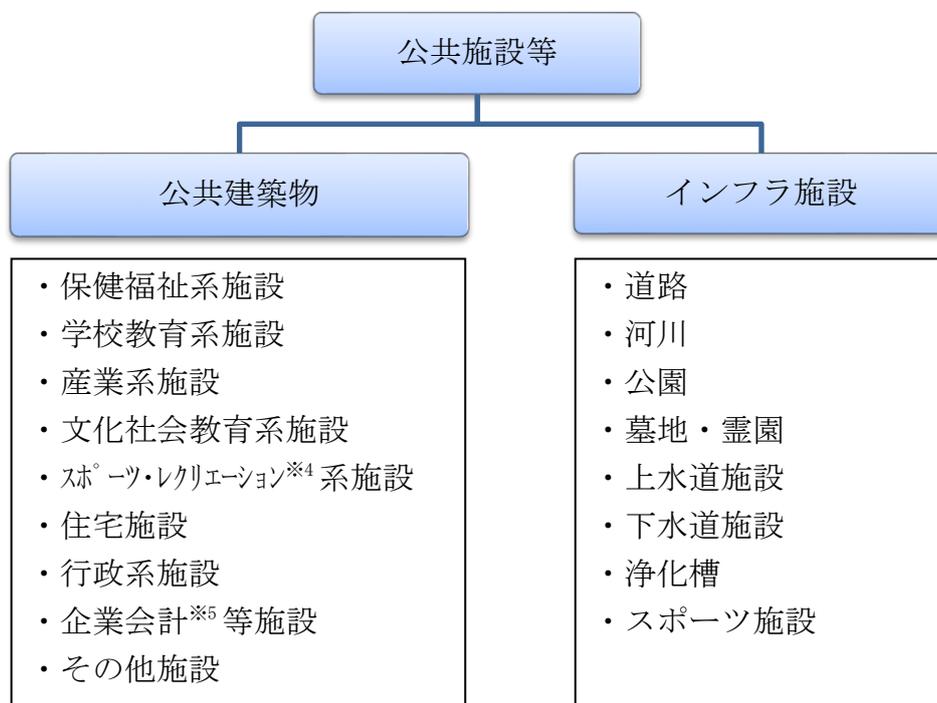
また、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく本市のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」として位置づけるものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、社会状況の変化や本市の財政状況等を考慮して、適宜見直しを図っていきます。

4 対象施設

本市が保有する全ての公共施設を対象とします。市庁舎・学校等の公共建築物及び道路・上下水道施設等のインフラ施設が対象です。



※4 レクリエーション：娯楽、余暇、趣味の活動などのこと。

※5 企業会計：地方公共団体が経営する官業のうち、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。水道事業・電気事業・交通事業・ガス事業などがこれに該当する。

第2章 公共施設を取巻く現状と課題

1 施設の現状と課題

(1) 公共建築物

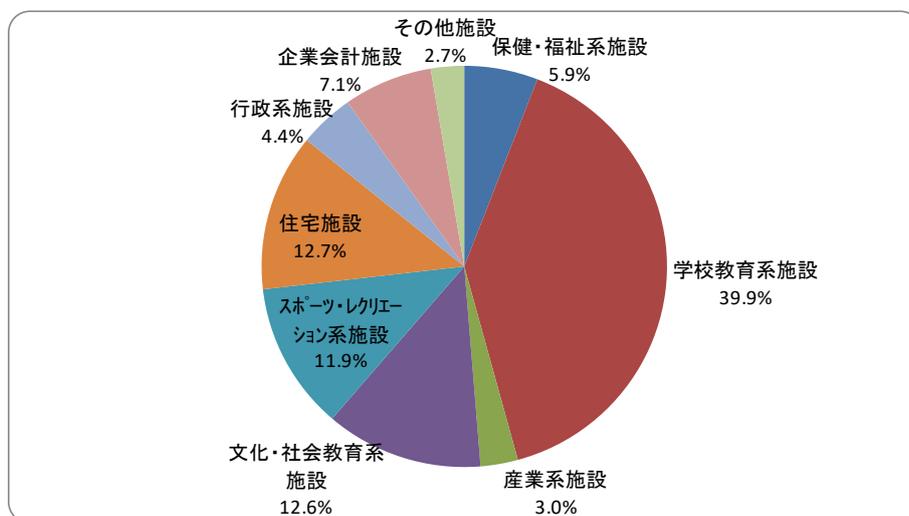
① 保有施設

長井市では、平成28年3月末時点で169施設、総延床面積123,276.25㎡の公共建築物を保有しています。内訳としては、学校教育系施設が39.9%と最も多く、次いで住宅施設12.7%、文化・社会教育系施設12.6%、スポーツ・レクリエーション系施設11.9%の順となっています。

分類別施設数と延床面積

分類	施設数	延床面積 (㎡)	面積割合
保健・福祉系施設	17	7,242.66	5.9%
学校教育系施設	29	49,156.00	39.9%
産業系施設	8	3,678.09	3.0%
文化・社会教育系施設	22	15,510.26	12.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	16	14,650.63	11.9%
住宅施設	21	15,566.03	12.7%
行政系施設	13	5,441.46	4.4%
企業会計等施設	13	8,753.00	7.1%
その他施設	30	3,278.12	2.7%
計	169	123,276.25	100.0%

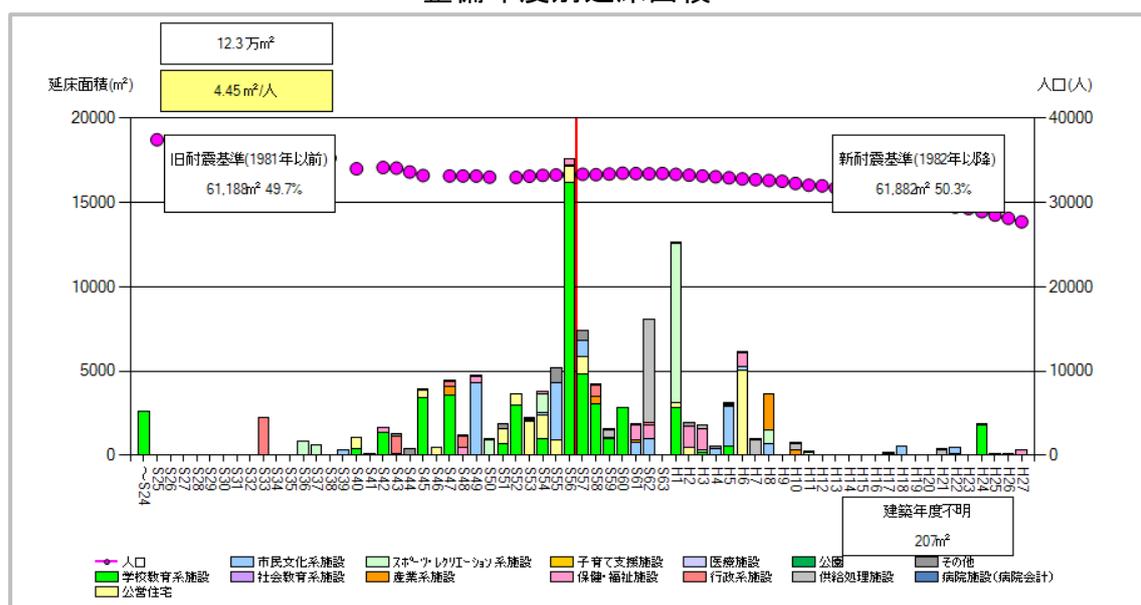
分類別延床面積の割合



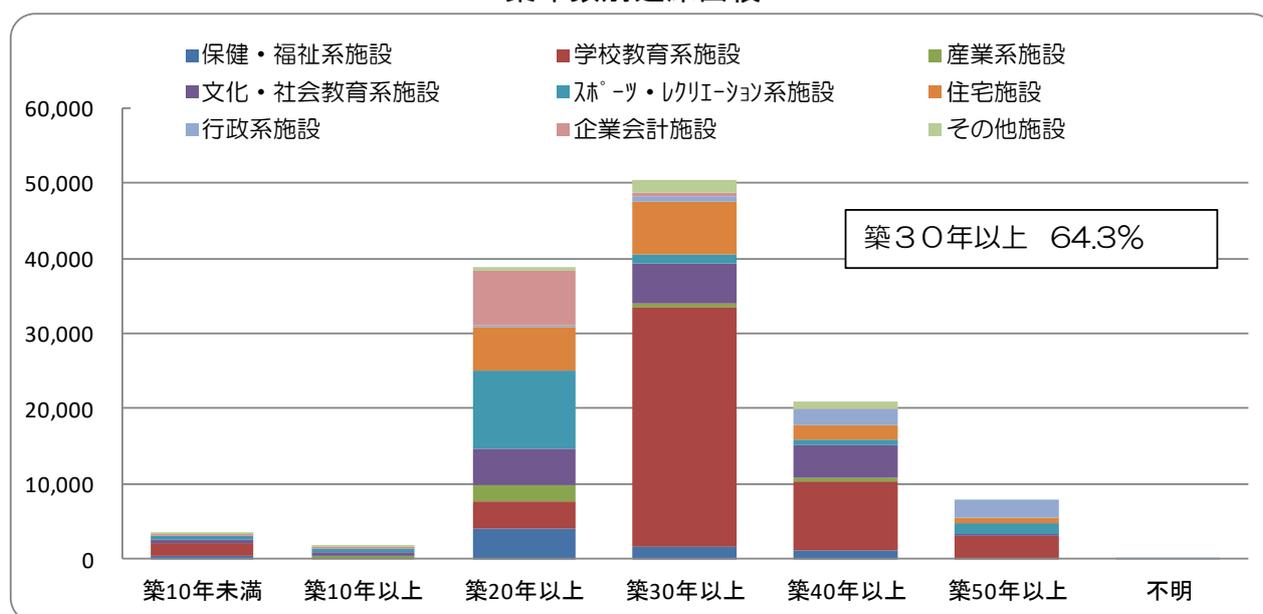
②整備状況

長井市で保有している施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されており、大規模改修の目安とされる築30年以上（昭和61年度以前建築）の施設が64.3%を占め、10年後には95.7%の施設が築30年を超えることとなり、老朽化が進んでいる状況といえます。今後、計画的な対応が必要となってきます。

整備年度別延床面積



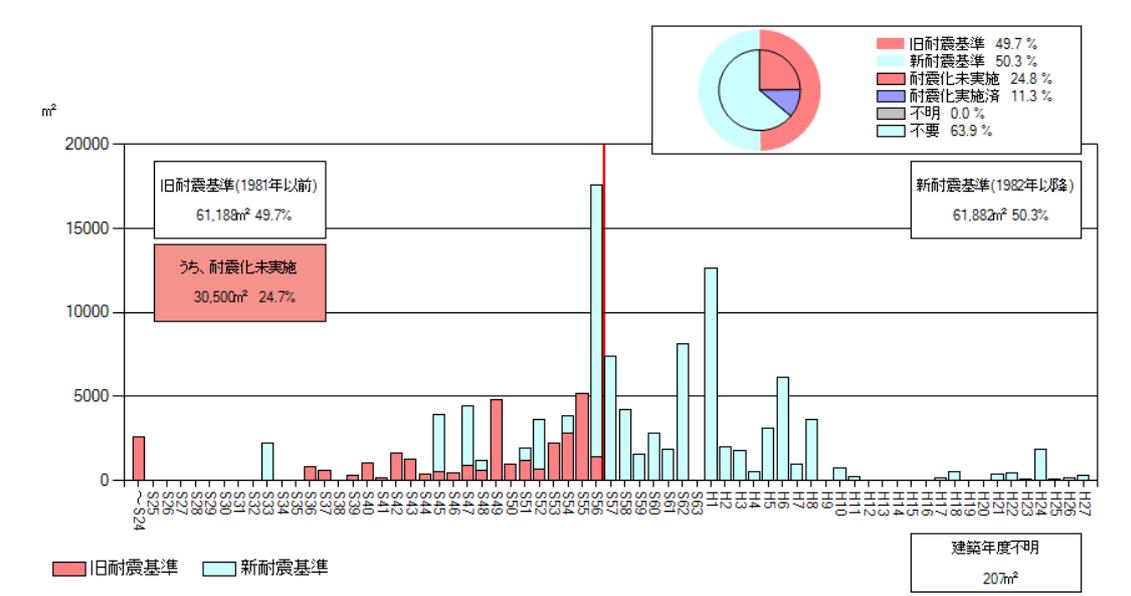
築年数別延床面積



③耐震化の状況

昭和56年（1981年）以前に建築された旧耐震基準^{※6}の施設は49.7%、61,188㎡となっています。そのうち学校施設を中心に耐震改修を実施しており、本庁舎についても、平成26年度に耐震工事を実施しています。全体の24.7%が耐震対策未実施であり、その中には市役所第二庁舎や市民文化会館など、多くの市民が利用する施設が含まれており、これらの施設を中心に安全性の確保が課題となっています。

耐震化の状況



※6 耐震基準：建築物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準。建築物の場合は建築基準法により規定されており、昭和56年5月31日までの建築確認に適用されていた基準を旧耐震基準、それ以降を新耐震基準と呼ぶ。

(2) インフラ施設

①保有状況

長井市で保有しているインフラ等施設は下表のとおりです。

インフラ施設等の保有状況（平成28年3月末時点）

施設		数量	延長・面積
市道		968 路線	
	道路部		496,848m
	橋りょう	257 橋	2,498m
	(自歩道延長)		50,291m
	トンネル	2 箇所	1,174m
農道			26,069m
林道		24 路線	41,410m
河川	準用河川 ^{※7}	16 河川	23,670m
公園	都市公園 ^{※8}	8 箇所	20.38 h a
	河川公園 ^{※9}	5 箇所	61,841 m ²
	農村公園 ^{※10}	1 箇所	3,237 m ²
	その他公園	3 箇所	7,437 m ²
墓地・霊園		5 箇所	21,756 m ²
上水道	配水管		275 k m
下水道	污水管		128 k m
下水道	雨水管		7.5 k m
農業集落排水処理施設 ^{※11} 污水管			25.8 k m
浄化槽		591 基	
スポーツ施設	野球場	1 箇所	15,600 m ²
	陸上競技場	1 箇所	15,600 m ²
	テニスコート	2 箇所	4,663 m ²
	プール	2 箇所	1,385 m ²
	スキー場	1 箇所	82,964 m ²
	パークゴルフ場	1 箇所	19,401 m ²
	プラザ運動公園	1 箇所	62,000 m ²

※7 準用河川：市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川。

※8 都市公園：地方公共団体が都市計画法に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

※9 河川公園：河川敷に設置された公園。地方自治体が河川敷地に占用する都市公園を含む。

※10 農村公園：農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園を含む。

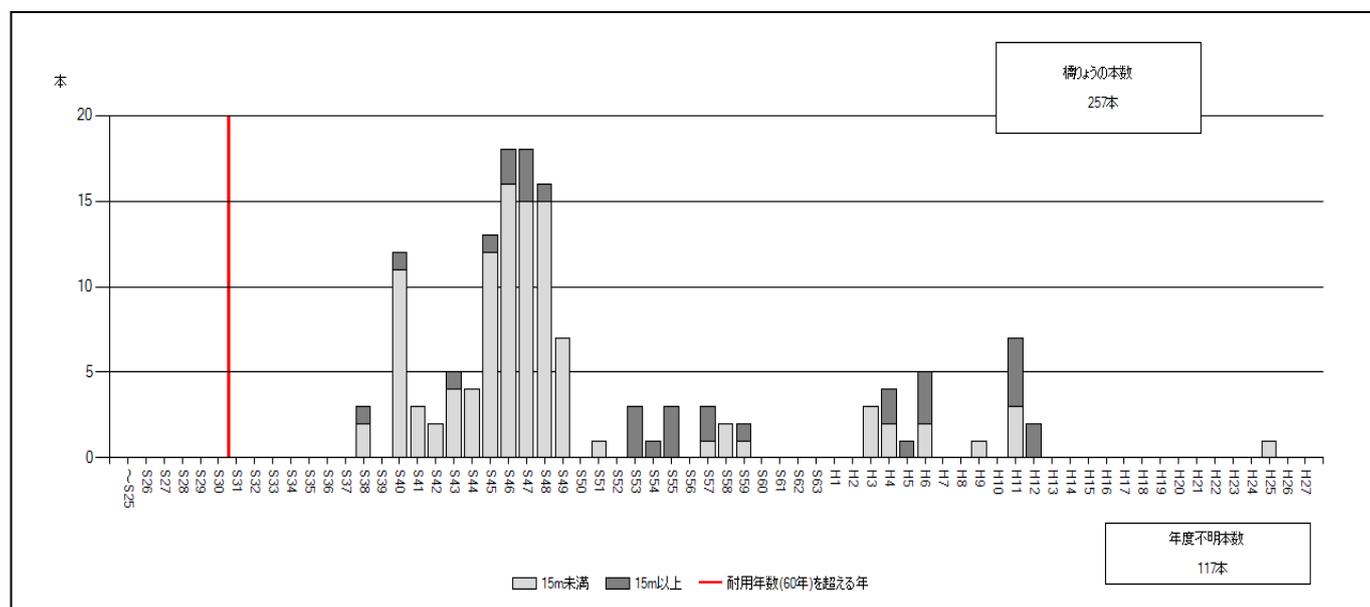
※11 農業集落排水処理施設：農業集落において家庭のトイレのし尿及び台所・風呂場などから出る生活雑排水を一括して処理・浄化する施設。小規模下水道。

②整備状況

橋りょうについては、多くが昭和30年代から40年代にかけて建設されました。橋りょうの維持管理上問題とされる橋齢50歳以上の割合に着目すると、現時点では7%程度ですが、10年後には85%、20年後には91%と大幅に増加します。

利用する上での安全性が懸念される状況に至ることが予想され、計画的に補修を進めていく必要に迫られています。

年度別整備数（橋りょう）



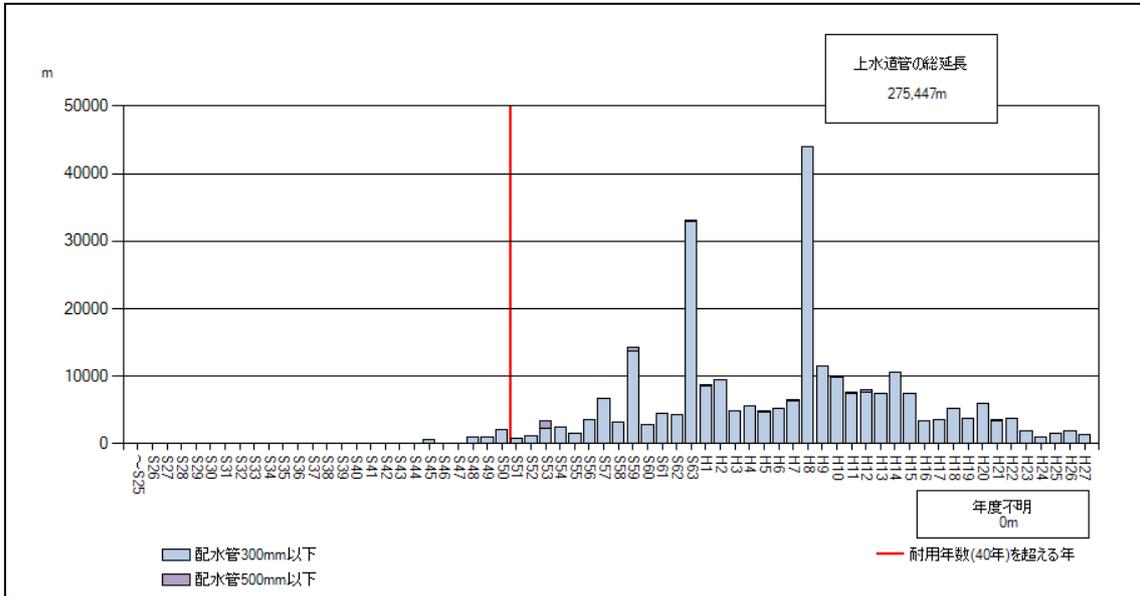
運動公園施設については、昭和45年から昭和46年にかけて設置されており、43年～44年が経過し、野球場などの老朽化が顕著です。長井市体育施設整備計画検討委員会より「長井市体育施設整備計画検討結果報告書」が提出され、利用者の立場からも安全管理面での早急な対策が切望されています。

上水道管については、耐用年数（40年）を超える管が2%と少ないものの、10年後には18%、20年後には64%が耐用年数を超えることになり、計画的な更新が必要になってきます。

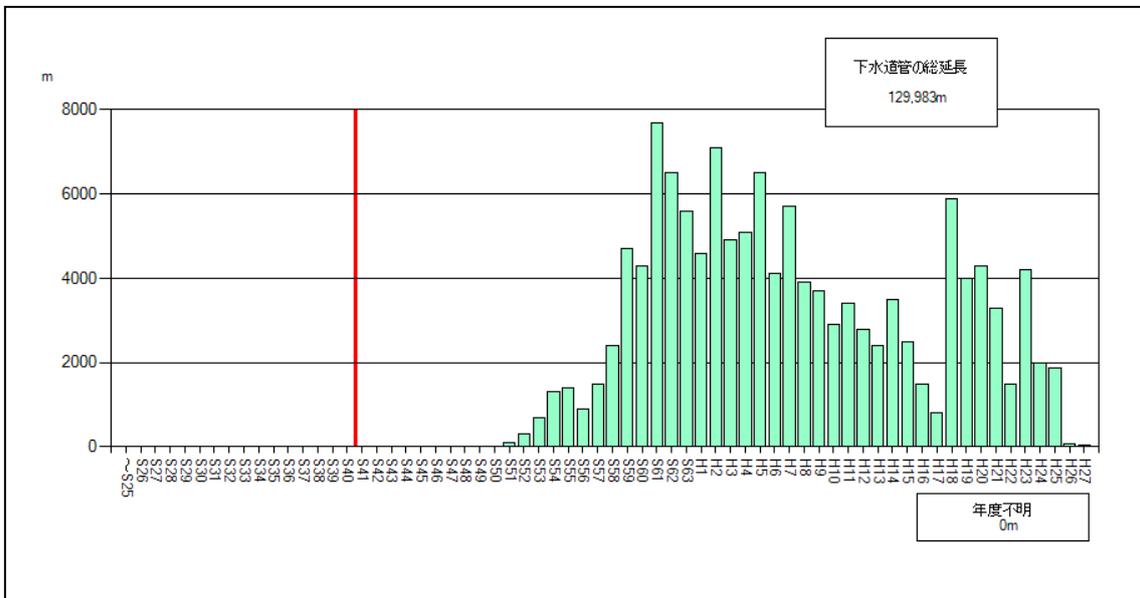
下水道管については耐用年数（50年）を超える管は今のところありません。そのうち、布設後30年を超える管路をみると現在の19%が10年後には61%に増加することになります。

一般的に30年を超えると道路陥没の割合が顕著に増加する傾向があるとされており、更新等の対応が必要になってきます。

上水道施設の年度別整備状況



下水道施設の年度別整備状況



公共建築物・インフラ施設とも、施設の老朽化への対応や安全性の確保への対応が課題となっています。

2 人口・ニーズの現状と課題

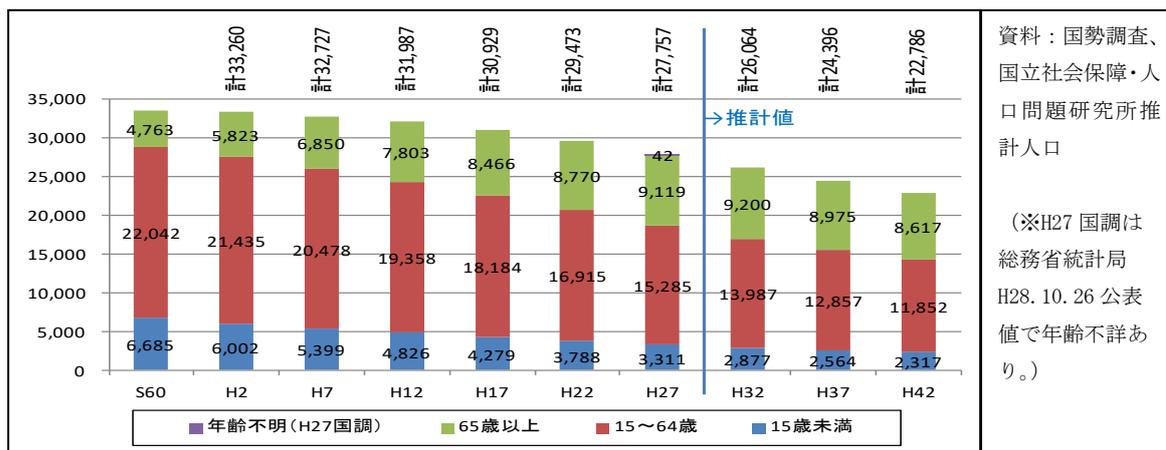
長井市の人口は、平成7年頃までは3万3,000人前後で推移してきました。しかし、少子化等の影響により徐々に減り始め、平成22年に3万人を割り込み平成24年には2万9,000人を切るなど、人口減少が急激に進んでいます。年代別にみると、子ども世代（15歳未満）と成年世代（15歳から64歳）が減少する一方で、高齢者世代（65歳以上）の増加が進み、人口に占める高齢者の割合が上昇しています。

昭和60年と平成22年の比較では、総人口で4,017人、約12%減少しています。年齢階層別の構成比では、子ども世代が7.2ポイント、成年世代が8.4ポイント減少し、高齢者世代は15.6ポイント増加しています。さらに、将来の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42年には平成22年度より22.7%減少し、2万3,000人を下回るとされています。人口に占める高齢者の割合は37.8%となり、一層の高齢化が進むことが予想されます。

人口減少に伴い、これまで必要とされてきた公共施設に余剰が発生する可能性があります。反面、高齢者の増加により、新たなサービスの増加が予想されるとともに、公共施設のバリアフリー^{※12}化やユニバーサルデザイン^{※13}化などの安心・安全に施設を利用するための整備が求められます。

また一方で、子ども世代が減少しているものの、子育て支援については「子ども・子育て関連3法^{※14}」の法整備のもと、新たな需要に対応していくことも必要になっています。

人口の推移と今後の推計



- ※12 バリアフリー：障がい者や高齢者などの社会的弱者に対し、物理的または精神的な障壁を取り除くこと。
- ※13 ユニバーサルデザイン：文化、言語、性別、年齢や障害に関わらず利用を可能にする設計思想のこと。
- ※14 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨とし、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法。

人口の推移と今後の推計

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42
人口総数	33,490	33,260	32,727	31,987	30,929	29,473	27,757	26,064	24,396	22,786
うち65歳以上	4,763	5,823	6,850	7,803	8,466	8,770	9,119	9,200	8,975	8,617
うち15～64歳	22,042	21,435	20,478	19,358	18,184	16,915	15,285	13,987	12,857	11,852
うち15歳未満	6,685	6,002	5,399	4,826	4,279	3,788	3,311	2,877	2,564	2,317
うち年齢不明							42			
人口増減率	-	-0.7%	-1.6%	-2.3%	-3.3%	-4.7%	-5.8%	-6.1%	-6.4%	-6.6%
高齢化率 ^{※15}	14.2%	17.5%	20.9%	24.4%	27.4%	29.8%	32.9%	35.3%	36.8%	37.8%

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計人口（※H27 国調は総務省統計局 H28.10.26 公表値で年齢不詳あり。）

※15 高齢化率：65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。

3 財政の現状と課題

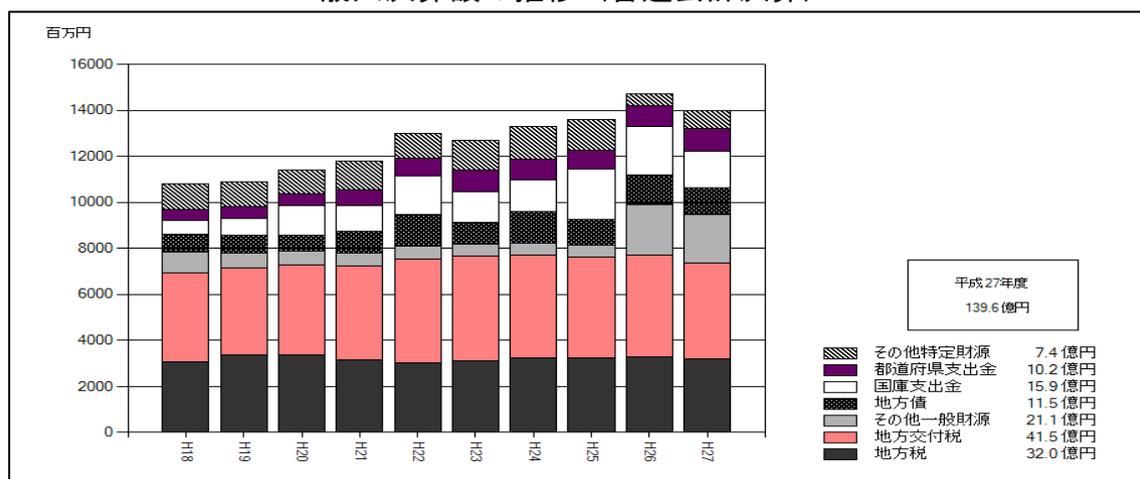
当市では、昭和50年台前半から社会資本整備を集中的に行ってきたことなどによる地方債^{※16}残高の累増で公債費が激増し、平成15年度からは多額の財源不足が生じる見込みとなっていたため、平成12年度に行財政改革大綱及び行財政改革推進実施計画を策定し、平成13年度から平成17年度までの期間、業務の民間委託の推進や定員管理の適正化等に取り組んできました。

また、平成17年度には「長井市自立計画」及び「長井市行財政改革集中プラン2006～集中プラン」を策定し、定員管理や給与の適正化、事務事業の見直し、民間委託等により、さらなる行財政改革に取り組み、財政健全化を進めてきました。この結果として、平成19年度末に562万円となっていた財政調整基金^{※17}残高は、平成27年度末では10億235万円となり、財源の年度間調整等の機能を回復することができました。

(1) 歳入

歳入については平成17年度には約117億円で、平成27年度には約140億円となり増加傾向にあります。これは、地方交付税や事業のための国庫支出金や借入である市債が増加したのが主な要因です。基本的な財源である市税は、平成18年度は30.9億円あり、平成27年度には32.0億円と増加しています。今後は人口減少の影響により、徐々に減少していき、平成31年度頃には31億円程度となることが予測されます（長井市財政の中期展望より）。地方交付税については、近年は増加傾向にあり平成27年度には41.5億円となっていますが、今後は40億円前後で推移していくものと考えられます。

歳入決算額の推移（普通会計決算）



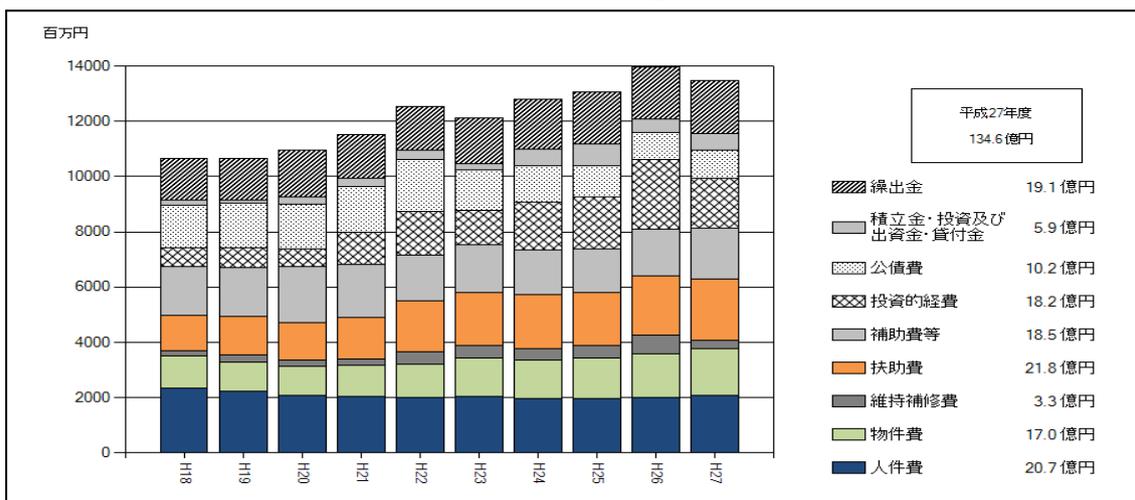
※16 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。

※17 財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

(2) 歳出

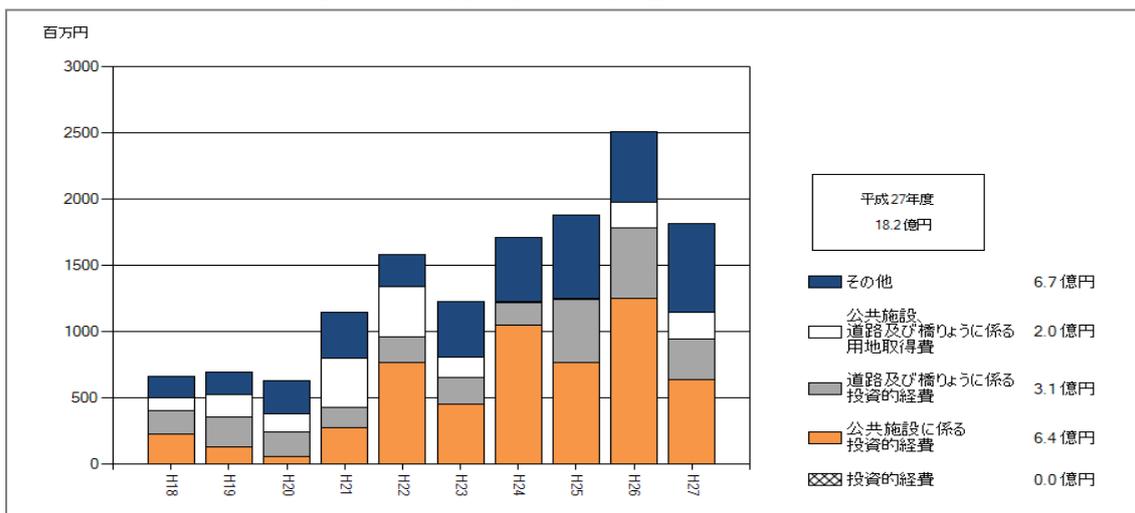
歳出は職員数の減少等によって人件費が平成18年度の約23.4億円から平成27年度の約20.7億円と減少している一方で、扶助費^{※18}が増加し続けています。平成18年度には約12.7億円であった扶助費は、平成27年度決算では約21.8億円となっています。

歳出決算額の推移（普通会計決算）



投資的経費^{※19}をみると、平成18年度は6.6億円でしたが、直近の5年間では平成26年度に学校施設の大規模改修や生涯プラザ運動公園整備事業等の実施により、やや大規模な約25億円の投資が行われています。

投資的経費の推移（普通会計決算）



※18 扶助費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費、児童手当など。

※19 投資的経費：支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業、災害復旧事業などがこれに該当する。

また、維持補修費は平成18年度は約2億円でしたが、平成27年度には3.3億円支出しています。

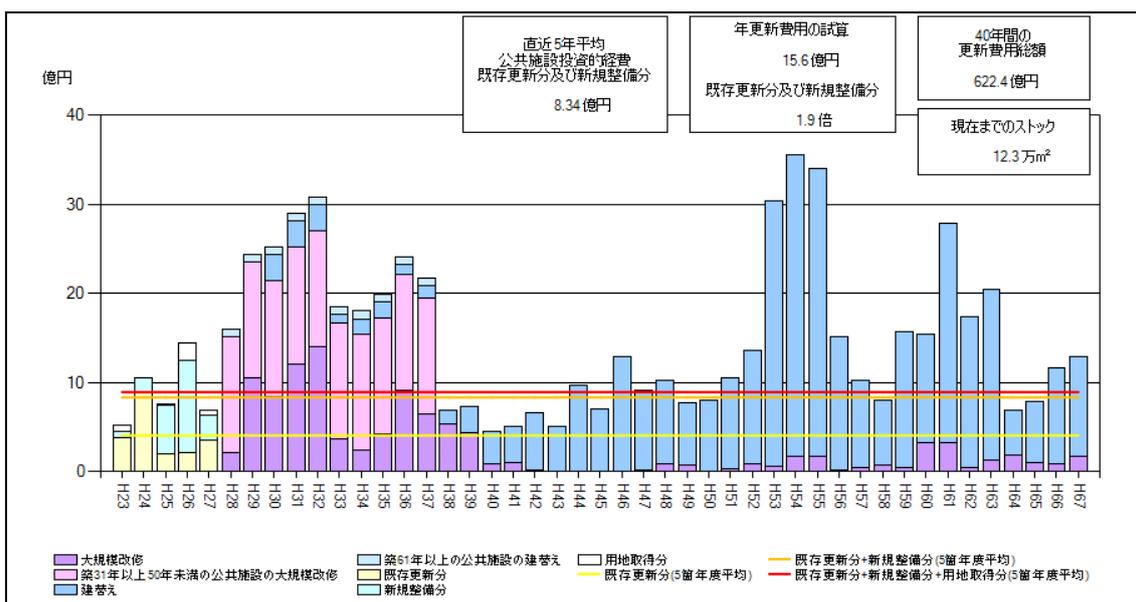
今後も扶助費や維持補修費、公共施設等の更新による投資的経費の増加が見込まれ、財源の確保や財政負担の軽減や平準化が課題となります。

4 更新費用の推計

総務省では簡易に更新費用の推計ができる「公共施設等更新費用試算ソフト」を公開しています。このソフトを活用し、更新費用を推計してみると、公共建築物については、現在の施設を現在と同様の規模で大規模改修や建替えを行いながら維持し続けた場合の総額は今後40年間で622.4億円となります。

同様にインフラ等施設（道路・橋りょう・上下水道施設）について試算したところ、今後40年間の費用は775.2億円となります。

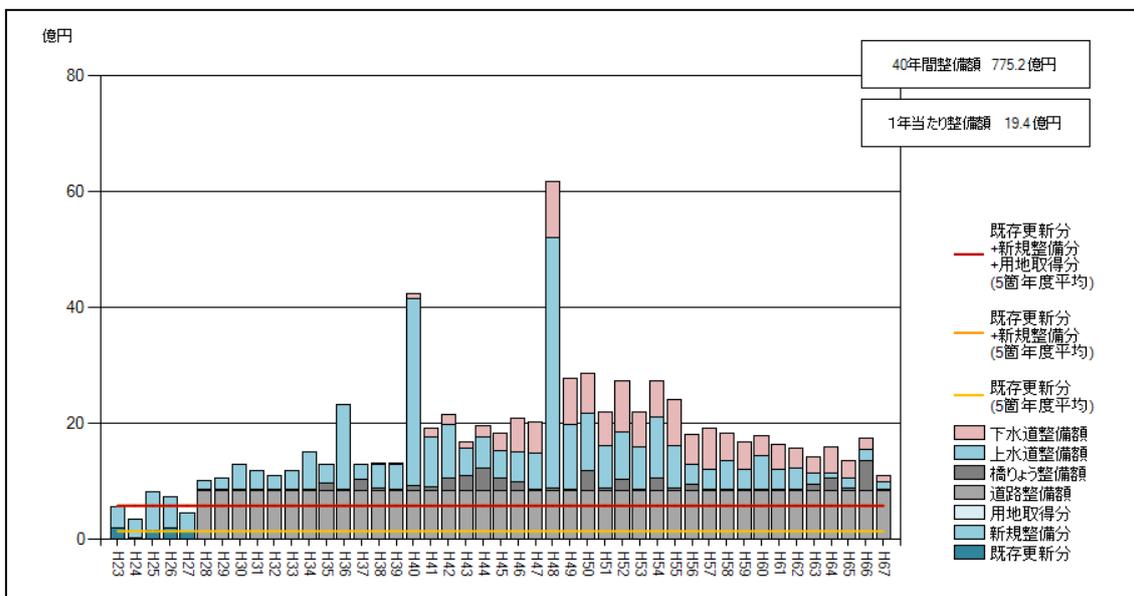
将来更新費用の推計



※耐用年数60年での更新を前提に整備年度の床面積に施設種類別の更新単価を乗じて算出している。

※総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合と差が生じる。

インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道）の将来更新費用の推計



※道路は15年で更新する前提で計算、橋りょうは耐用年数60年で更新する前提で計算している。

※上水道管については、耐用年数40年で更新する前提で計算している。

※下水道管は耐用年数50年で更新する前提で計算している。

※総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じる。

第3章 公共施設整備計画の必要性

1 財政の視点

昭和40年代から50年代にかけて整備した公共施設については、築30年以上を経過した施設が6割以上を占め、老朽化が進んでいます。これらの施設の多くは大規模改修または改築をしなければならない時期を迎えています。特に、市庁舎や市民文化会館などの大規模施設の更新への対応が目前に迫っており、集中して投資をする必要に迫られています。

少子高齢化・人口減少社会の進行により、税収の減少や利用者の減少が予想される中、これらの更新費用を確保していくことは容易なことではなく、全ての施設を現在と同様に維持していくことは財政の大きな負担となることが予想されます。

「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用して更新費用を試算したところ、現在の公共建築物すべてを現在と同様の規模で大規模改修や建替えをしながら維持し続けた場合、今後40年間で総額622.4億円（年平均15.6億円）を要する結果となりました。直近5年間の公共建築物に対する更新と新規分をあわせた年平均投資額が8.34億円であり、年平均で約7.2億円不足することになります。

インフラ等施設についても、今後40年間で775.2億円（年平均19.4億円）を要する結果となり、直近5年間投資額5.9億円との比較では13.5億円不足することになります。

この試算からも分かるように、現在と同様に施設を維持していくことは困難となります。市民サービスを低下させることなく施設の更新を行っていくためには、整備計画を策定し、計画的に取り組み、後年度の財政負担の軽減や平準化を図っていく必要があります。

2 まちづくりの視点

平成27年度9月に、急速に進む人口減少に的確に対応していくため、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に基づき『長井市人口ビジョン^{※20}』『長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(総合戦略^{※21})を策定し公表しました。長井市の魅力を高め、ひとの循環・交流を強くするために、「教育・子育て」を軸に「移住・定住・交流」、「雇用・働く場」、「まちづくり・地域づくり」の好循環で子

※20 人口ビジョン：人口動態の分析や将来人口を推計したもの。

※21 総合戦略：平成27年度を初年度とする以後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

どもや子育て世代にとって魅力あるまちをつくっていくことを目指しています。

このうち、「まちづくり・地域づくり」では、中心部においては、平成 28 年 3 月に策定し、内閣総理大臣の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画^{※22}」に基づき、歴史的建造物等の地域資源や「水と緑と花」を生かしたまちづくりを展開し、周辺の 5 地区においては地域づくり計画の策定や、小さな拠点づくりを進め、さらに中心部と周辺地域を公共交通網で結んだコンパクトなまちづくりを進めていきます。

これらのまちづくりにおいて、公共施設の配置や公共施設の老朽化対策・要望が多い子育て支援施設等の整備は欠かせない課題であり、整備計画を策定し、計画的な整備により、魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

※22 中心市街地活性化基本計画：中心市街地の衰退や空洞化の是正に取り組む自治体が策定する計画。
「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年）に基づき、国から計画の認定を受けると様々な補助を受けることができる。

第4章 公共施設等整備方針

1 基本的な考え方

公共建築物については、市庁舎の築58年を始めとして老朽化している施設が多く、今後も施設を良好な状態で使用していくためには、適切に維持管理をしていく必要があります。また、バリアフリーへの対応や、耐震基準などの安全性能の向上、省エネルギーへの対応など、時代の変化に応じて施設に求められる機能が多くなっており、それに伴い施設の改修等が必要になっています。

道路・上下水道などのインフラ等施設は日常生活に不可欠なものであり、安全性の確保を図るとともに、安定的な供給が求められます。

少子高齢化・人口減少が見込まれる状況においては、税収の減少や扶助費の増加など、市の歳入・歳出の構造が変化していくことが想定されます。市民ニーズの変化を的確にとらえ、必要となる公共施設を将来にわたり維持させるため、今ある施設を有効に活用して、施設整備にあたっては財政の健全性を損なわない投資を行い、人口減少社会に対応した持続可能な市民サービスの提供を目指します。

そのため、以下の考え方を基本にして、公共施設整備を進めていきます。

(1) 全ての公共施設を対象として、中長期的な視点からの整備

市で保有する全ての公共建築物とインフラ系施設を対象として、社会的ニーズの変化や人口減少や高齢化社会を見据えて、中長期的な視点にたち、必要性等を検討したうえで整備を行っていきます。

(2) データの一元化と全庁をあげた問題意識の共有

公共施設に関するデータはそれぞれの部署で個別に管理されており、データの統一や整理がなされていない状況にあります。また、財産台帳があるものの施設を管理する上での必要事項が網羅されているとは言えない状態で管理されています。施設の基本的なデータに加えて、維持管理コストや利用状況も含めて現状把握を行い、データを一元化し全庁的に問題意識を共有していきます。

(3) 財政と連動した整備

改修や更新にかかるコストの試算を行い、財政負担の平準化や財源確保の見通しを踏まえて整備を行います。

(4) 市民・民間事業者との情報の共有・協働の推進

公共施設の現状や課題などのデータを公開することにより、市民と行政とが情報の共有化を図り、市民との協働や連携による施設運営管理のあり方や、

民間のノウハウなどを取り入れた効果的・効率的な施設の整備について検討します。

(5) 計画の見直し

時代の変化に対応しながら多様化するニーズに的確に応え、効率的な整備を行っていくため、PDCAサイクル^{※23}に基づいた進行管理を行うとともに、社会経済情勢や地方財政対策等が大きく変動するおそれがある場合は適宜計画の見直しを行います。

2 基本方針

(1) 公共建築物に関する基本方針

①施設の長寿命化

老朽化が進んでいる施設のうち継続して使用する施設については、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」の修繕を行うことにより、長寿命化を図っていきます。

また、新たに施設整備を行う際には、長期に利用できる仕様を検討し長寿命化を図ります。

②施設の耐震化

新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築した施設については、利用状況の高い施設や重要度に応じて耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を図っていきます。

③適正な新規整備と量の縮減

既存施設の有効利用を図り、既に整備に向け計画的に取り組が進められているものや各種計画等に盛り込まれているものを除き、新規整備は出来るだけ抑制します。

また新たなニーズに対応する場合には、既存施設の多目的化や複合化、転用を検討し、政策的に必要不可欠と判断し、新規整備が必要となる場合は施設総量の縮減を図りながら応えていくように努めます。

あわせて、市の施設としての必要性等を検討し、移譲や廃止などにより施設総量の縮減を図ります。

④整備手法の検討

従来型の公共施設の整備手法のほか、「PPP/PFI」^{※24}など民間活力を

※23 PDCA サイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

※24 PPP/PFI：公民が連携して公共サービスの提供を行う手法をPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。PPPのうち、代表的な手法の一つがPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

活用した整備手法を検討し、改修・更新コストや管理運営コストを縮減します。

⑤施設のユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者、妊婦・子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月）」の考え方を踏まえつつ、取組を進めるものとします。

（2）インフラ等施設に関する基本方針

①施設の長寿命化

計画的に修繕を行い、可能な限り長寿命化を図っていきます。

また、ライフサイクルコスト^{※25}に配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めることにより施設の長寿命化を図ります。

②施設のユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者、妊婦・子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月）」の考え方を踏まえつつ、取組を進めるものとします。

3 具体的な取組

（1）公共建築物

①点検による現状把握と安全確保

予防保全型の修繕等を可能にするため、また優先順位の判断基準としての施設評価を可能にするため、定期点検を実施し施設の現状把握に努めます。

点検により危険性が認められた施設については、早急な対応を行います。

②施設台帳の整備

整備計画の策定にあたり、様々な目的や用途をもった各施設の現状を的確に把握する必要があります。施設管理台帳の整備は、現在施設の管理運営を担当している部署毎に把握している個々の施設データを一元化することにより、各施設の諸元・履歴・管理運営状況などを的確に把握し、今後の建物の

※25 ライフサイクルコスト：施設費用を、企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでをトータルして考えたもの。生涯費用。

維持管理や修繕等を行う際の基礎資料とするために行います。また、建物に関する情報はもちろんのこと、利用状況や管理運営コストもあわせて情報収集します。

平成27年1月に総務省より財務書類の作成に関する「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、原則として平成27年度より平成29年度までの3年の間での統一的な基準による財務書類作成が要請されました。中でも固定資産台帳未整備の地方公共団体においては、平成27年度中に取り掛かることを要請されました。本市においては、平成27年度に固定資産台帳整備が完了し、今後は台帳の定期更新と施設管理に必要な項目を追記していくことにより、施設整備の参考資料として活用します。

③施設評価の実施

施設の評価は、施設の状況を的確に把握したうえで、適切な管理をするための資料とするために実施します。また、改築・改修や長寿命化のための優先順位の設定や効果的・効率的な財源の投入を可能にするため、整備コストを平準化するための基礎資料として利用します。さらに、利用状況や運営コストの情報を評価することにより、施設の転用や廃止などの判定のための資料とすることも可能になります。

④優先度の設定と整備コストの平準化

施設の機能に応じた重要度を設定し、施設の評価とあわせて優先度を総合的に判断します。計画的に保全することにより整備コストの平準化を図っていきます。

(2) インフラ等施設

①点検による現状把握

定期点検等により劣化進行等の状態を把握し評価するとともに、データの蓄積を行います。

4 分野別の整備方針

(1) 公共建築物

①保健福祉系施設（保健センター、児童センター^{※26}等）

・保健センターと各地区児童センターは新耐震基準により設計されており安全性は確保されています。一部の部位（外壁・屋根など）で劣化が進んでいる施設も見られますが、比較的良好に保たれており、適切な時期に予

※26 児童センター：児童福祉法第40条に基づく、児童の健康増進、又は情緒を豊かにすることを目的にした児童厚生施設。長井市では、中央地区には認可保育所を配置し、周辺地域には保育所に代わるものとして児童センターを配置し、就学前児童の集団保育を行っている。

防保全型の対応により施設の長寿命化を図ります。

- ・その他の施設については老朽化が進んでおり、何らかの対応が必要となりますが、移譲や廃止等を検討したうえで、必要な施設について整備を行います。

- ・需要が増大している学童クラブ^{※27}については、平成27年度に平野地区と伊佐沢地区の整備を行いました。また、平成28年度には豊田地区の整備を行います。他地区の学童クラブについては、既存施設の利用や転用を検討したうえで整備を行います。

- ・季節や天候に左右されることなく利用できる屋内児童遊戯施設や多機能型図書館などを備えた複合施設を整備し、子育て環境の充実を図ります。

②学校教育系施設（小学校6校、中学校2校、学校給食共同調理場）

- ・市内小学校6校のうち、校舎については4校（長井小・致芳小・西根小・豊田小）、屋内運動場についても4校（長井小・致芳小・西根小・豊田小）で耐震改修や大規模改修が完了し、平成28年度から平野小学校の大規模改修を予定しています。伊佐沢小学校は平成元年度に完成した建物で耐震性は確保されています。南北中学校校舎及び屋内運動場については耐震診断の結果、耐震性が確保されています。

市内全ての学校施設（小学校6校、中学校2校）は災害時の避難所としても重要な施設であり、予防保全型の対応により施設の長寿命化を図ります。

- ・学校給食共同調理場は老朽化しており、耐震性や衛生面での課題があり、整備手法を検討し新調理場の整備を行います。整備が完了後、旧調理場については解体を行います。

- ・長井小学校は、全体の施設計画の再検討を行い、各施設について必要な整備を行います。国登録有形文化財に指定されている文化財として貴重な第一校舎については、耐震性の不足や設備等の老朽化が進んでいることから、免震^{※28}工事と耐震^{※29}工事を行い、賑わいを創出する拠点としての利活用を図ります。また、現在リース^{※30}で設置している仮設の管理棟については、整備手法や必要な規模等を検討したうえで整備を行います。

※27 学童クラブ：主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）を対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業。

※28 免震：地震動を受け流すこと。建築物において通常、建物は基礎に固定されているが、それを敢えて固定せず、建物が滑り動ける構造とすることで建物に伝わる地震動を低減させるもの。

※29 耐震：地震動に耐えること。建物の全体構造をバランスよく設計し、柱や梁、壁などの構造部材を強固なものとするすることで、建物が地震動を受けても損傷しにくくすること。

※30 リース：借手側が選択した設備等を貸手側（リース会社）が購入し、その物件を比較的長期にわたり賃貸する取引のこと。

③産業系施設（コンポストセンター^{※31}、あやめ会館、古代の丘等）

- ・コンポストセンターは設備を中心に事後保全型の修繕を実施していますが、適切な時期に予防保全型の対応により施設全体の長寿命化を図ります。
- ・あやめ会館の改修等については、公園全体の計画を検討する中で方向性を決定していきます。
- ・こぶし荘（特用林産物展示実習施設）については、老朽化が進んでおり、利用頻度も少ないことから廃止することとし、解体を行います。
- ・その他の施設については適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図るとともに、施設によっては転用や移譲・廃止を検討したうえで、必要な施設については整備を行います。
- ・交流人口の増大等による地域活性化を図るため、観光交流センターを整備します。

④文化・社会教育系施設（各地区公民館、市民文化会館、図書館等）

- ・各地区公民館は比較的良好に保たれていますが、今後劣化の進行が予想されるため、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・市民文化会館は老朽化が進んでおり、耐震等の安全性についても問題があるため、耐震診断を実施し、耐震性を確認するとともに、結果を受けて整備方法を検討し整備します。
- ・図書館は老朽化が進んでおり、耐震等の安全性についても問題があるため、他の施設との複合化を検討し整備します。
- ・その他の施設については、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図るとともに、施設によっては転用や移譲・廃止を検討したうえで、必要な施設については整備を行います。

⑤スポーツ・レクリエーション系施設

（長井市生涯学習プラザ、長井市民体育館、武道館等）

- ・長井市置賜生涯学習プラザは防災施設としても重要であり、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・体育館や武道館は事後保全型の修繕を実施していますが、老朽化が進んでいる施設もあり、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・西根体育館と平野体育館は建築後50年以上が経過し老朽化が進み、耐震性も確保されていないため、廃止を検討します。

※31 コンポストセンター：家庭で発生した生ごみを堆肥化し、地域の農業に還元利用する長井市の「レインボープラン」における生ごみ堆肥化処理施設。

⑥住宅系施設（市営住宅、定住促進住宅等）

・「長井市市営住宅等長寿命化計画」が策定済みであり、老朽化が著しい一部施設については用途廃止を進めます。昭和56年以前の施設については平成26年度に耐震診断を行った結果、耐震性は確保されています。長井市の財政状況を踏まえながら、予防保全型の対応により長寿命化を図ります。

・平成26年度に取得した定住促進住宅については、大規模改修が完了しているため、当面の修繕等の必要はありませんが、定期点検により現状把握に努めます。

・しゃくなげ寮（精神障がい者社会復帰共同住宅）は、民間が主体となり移転のうえ新施設の整備を行ったことから、老朽化が進んでいる旧施設（市所有）については解体を行います。

⑦行政系施設（本庁舎、第二庁舎、教育庁舎）

・施設の老朽化・耐震性能不足・建物の分散化など多くの課題を抱える施設です。行政運営の基幹施設であるとともに、市民サービスや市民の安全・安心な暮らしのための拠点施設であることから、最優先で新庁舎の整備を行います。整備が完了後、第二庁舎については解体を行います。

・平成27年度に取得した教育庁舎（旧税務署建物）については、耐震診断により耐震性が確認されているため、当面の修繕等の必要はありませんが、定期点検により現状把握に努めます。

⑧企業会計等施設

（公共下水道管理センター、農業集落排水処理施設、上水道施設）

・公共下水道管理センターは、平成26年度に長寿命化計画を策定しました。市の財政状況を踏まえながら計画に基づき施設の長寿命化を図ります。

・農業集落排水処理施設は設備が老朽化しており、長寿命化計画を策定します。

・水道施設については経営状況を踏まえながら長寿命化を図ります。

⑨その他施設（緑が丘斎場、公衆トイレ、医師住宅等）

・緑が丘斎場は代替えとなる施設がないため、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。

・公衆トイレなど小規模な施設については事後保全型の対応により修繕を行います。

・旧医師住宅については、老朽化が進んでおり、移譲や廃止を検討します。

（2）インフラ等施設

①道路・河川（市道、橋りょう、トンネル、準用河川、農道、林道）

- ・橋りょうについては、「長井市橋梁長寿命化修繕計画」を策定済みであり、市の財政状況を踏まえながら、計画に基づき長寿命化を進めます。
- ・市道整備は、利用状況など考慮し優先順位をつけ、市の財政状況踏まえながら計画的な整備を進めます。
- ・準用河川整備は、市の財政状況を踏まえながら計画的に整備を進めます。
- ・トンネルについては、定期点検を実施し現状把握に努めます。

②公園（都市公園、河川公園等）

- ・都市公園については長寿命化計画をもとに市の財政事情を踏まえながら、長寿命化を進めます。
- ・国（国土交通省）と連携して進めている長井地区かわまちづくり事業を継続し、最上川河川緑地の整備を進めます。
- ・その他の公園について、事後保全的な対応により修繕を行います。

③スポーツ施設

- ・長井市教育振興計画（体育施設整備計画）を踏まえながら計画的に整備を進めます。

④墓地・霊園

- ・事後保全型の対応により修繕を行います。

⑤企業会計等施設

- ・上水道管については、有収率^{※32}を向上させ収益を確保するため、老朽管更新計画に基づき計画的に整備を進めます。
- ・下水道管については有収率の向上を図り、維持管理費用の軽減を図るため、長寿命化計画を策定します。

※32 有収率：使用料徴収の対象となる有収水量の割合。上水は漏水等で、下水は雨水などの侵入により有収率が低下する。

第5章 整備計画

公共建築物のうち、既存の施設については、重要度や施設の評価に基づいて設定した優先度をもとに、大規模改修等により長寿命化を図っていきます。また、防災上重要度の高い建築物や耐震対策未実施の施設における耐震性の確保を優先して整備します。

新築の施設として、市民からの要望が多い屋内児童遊戯施設及び多機能型図書館などを備えた公共複合施設について、計画期間内の整備を行います。

インフラ等施設については、健全度調査や安全点検が終了して長寿命化計画が策定されているものを優先的に取り組むとともに、市民生活に直結した、道路・河川整備についても計画的に行っていきます。

施設整備においては、交付金などの財源の確保や、PFI等の活用など整備手法を十分検討した上で実施するものとします。

なお、本章では、計画期間の10年間で、財政負担を踏まえ、現段階で整備が必要と思われる計画を示していますが、民間企業の㈱タウンセンターが所有している旧ヨークベニマル長井店の公共施設としての利活用、置賜広域病院組合の所有で耐震診断中の公立置賜長井病院についても早急な対応が必要となってきます。これらの課題解決のため、必要に応じ本計画の見直しを行います。

1 整備対象施設

(1) 公共建築物

【行政施設】

・市庁舎

防災拠点として重要な施設であり、耐震性や設備の劣化など多くの課題を抱える施設です。現在7か所に分散している市役所機能を可能な限り1か所に集約し、行政に求められている市民サービスや防災機能等の充実を図ります。

【学校教育系施設】

・平野小学校

防災計画上の避難所として指定されており、設備等の老朽化が進んでいることから大規模改修を行い、長寿命化を図ります。

・長井南中学校

防災計画上の避難所として指定されており、設備等の老朽化が進んでいる

ことから大規模改修を行い、長寿命化を図ります。

・ **長井北中学校**

防災計画上の避難所として指定されており、設備等の老朽化が進んでいることから大規模改修を行い、長寿命化を図ります。

・ **学校給食共同調理場**

老朽化が進んでおり、耐震性や衛生面での課題があり、整備手法や学校給食以外への給食の提供などを検討したうえで整備を行います。

・ **長井小学校**

長井小学校全体の施設計画の再検討を行い、各施設について必要な整備を行います。国登録有形文化財に指定されている文化財として貴重な第一校舎については、耐震性の不足や設備等の老朽化が進んでいることから、免震工事と耐震工事を行い、国庫補助等を活用して賑わいを創出する拠点としての利活用を図ります。また、現在リースで設置している仮設の管理棟については、整備手法や必要な規模等を検討したうえで整備を行います。

【文化・社会教育系施設】

・ **市民文化会館**

既存不適格^{※33}の建築物であり、耐震診断を行い、結果を受けて耐震改修と大規模改修を行います。

【住宅系施設】

・ **市営住宅**

住宅長寿命化計画が策定済みであり、計画に基づいて長寿命化を進めます。

【企業会計等施設】

・ **長井市公共下水道管理センター**

平成26年度長寿命化計画を策定済みであり、計画に基づいて設備等の長寿命化を進めます。

【保健・福祉系施設】

・ **公共複合施設**

季節や天候に左右されることなく利用できる屋内児童遊戯施設、多機能型図書館等を備えた複合施設を整備します。

・ **学童クラブ**

豊田学童クラブの整備を行います。

【産業系施設】

・ **観光交流センター**

交流人口の増大等による地域活性化を図るため、観光交流センターの整備を引き続き進めます。

※33 既存不適格：建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のこと。

(2) インフラ等施設

【橋りょう】

橋りょう長寿命化計画を策定済みであり、計画に基づき長寿命化を進めます。

【都市公園等】

長寿命化計画を策定済みの運動公園等の整備及び国（国土交通省）と連携して長井地区かわまちづくり事業を進めます。

【道路・河川】

市の財政状況を踏まえながら整備を進めます。

【上下水道施設（管路）】

長寿命化計画に基づき整備を進めます。

2 整備スケジュール

	前期 5 年 (平成28年度～平成32年度)	後期 5 年 (平成33年度～平成37年度)
1. 既存施設	<ul style="list-style-type: none"> ●整備対象施設〔対応方法〕 市庁舎〔新築〕 市営住宅〔長寿命化〕 平野小学校〔大規模改修〕 小中学校空調設備 長井小学校〔耐震改修・改築〕 市民文化会館 〔耐震・大規模改修〕 	<ul style="list-style-type: none"> 長井南中学校〔大規模改修〕 長井北中学校〔大規模改修〕 学校給食共同調理場〔新築〕
2. 新規施設	<ul style="list-style-type: none"> ●整備対象施設〔対応方法〕 観光交流センター〔新築〕 豊田学童クラブ〔新築〕 公共複合施設〔新築〕 (屋内児童遊戯施設、多機能型図書館等) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共複合施設〔新築〕
3. インフラ等施設 (長寿命化分)	<ul style="list-style-type: none"> ●整備対象施設 橋りょう あやめ公園 運動公園 	
4. インフラ等施設	<ul style="list-style-type: none"> ●整備対象施設 道路・河川等 	

3 概算事業費

整備計画で示している10年間の施設整備に伴う費用は、約141億円を見込んでいます。ただし、この金額には新たな用地が必要となった場合の用地取得費用は含んでいません。概算事業費は、策定済みの長寿命化計画や担当課で試算された事業費を参考にするとともに、庁舎等大規模施設については、他市の事例等を参考に算出しています。財源は一般財源のほか、想定される補助金・交付金や市債を充当しています。

整備にあたっては一般財源^{※34}を確保するとともに、規模や工法の見直し等による事業費の縮減、補助制度の最大限の活用や有利な起債^{※35}制度を検討し、後年度負担の抑制に努めながら推進します。

(1) 概算事業費の推計 ※一部合計額が合わない箇所があるが、百万円以下を四捨五入したため。

	前期5年 (平成28年度～32年度)	後期5年 (平成33年度～37年度)	全期合計
1. 既存施設 (新築) (改築) (大規模改修) (耐震改修) (長寿命化)	●概算事業費 64億6千万円 財源内訳 ・国県支出金 2億2千万円 ・地方債 48億1千万円 ・一般財源 14億3千万円	●概算事業費 25億2千万円 財源内訳 ・国県支出金 2億2千万円 ・地方債 16億2千万円 ・一般財源 6億8千万円	●概算事業費 141億3千万円 【財源内訳】 ・国県支出金 21億9千万円 ・地方債 94億8千万円 ・一般財源 24億6千万円
2. 新規施設	●概算事業費 28億3千万円 財源内訳 ・国県支出金 9億6千万円 ・地方債 16億7千万円 ・一般財源 2億1千万円	要検討	
3. インフラ等施設 (長寿命化分)	●概算事業費 7億8千万円 財源内訳 ・国県支出金 4億 円 ・地方債 3億4千万円 ・一般財源 4千万円	●概算事業費 1億5千万円 財源内訳 ・国県支出金 9千万円 ・地方債 5千万円 ・一般財源 1千万円	
4. インフラ等施設	●概算事業費 10億6千万円 財源内訳 ・国県支出金 3億 円 ・地方債 6億8千万円 ・一般財源 8千万円	●概算事業費 3億2千万円 財源内訳 ・国県支出金 0千万円 ・地方債 2億9千万円 ・一般財源 3千万円	
合計	●概算事業費 111億3千万円 財源内訳 ・国県支出金 18億8千万円 ・地方債 75億1千万円 ・一般財源 17億5千万円	●概算事業費 29億9千万円 財源内訳 ・国県支出金 3億1千万円 ・地方債 19億7千万円 ・一般財源 7億2千万円	

※34 一般財源：財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入をいう。地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税がこれに該当する。一般財源に対し、国県支出金等は用途が特定される特定財源。

※35 起債：債券の発行や募集をすること。狭義では、地方公共団体が地方自治法 230 条の規定に基づき実施する地方債発行（地方債を起こすこと）を指す。

4 将来負担の推計

(1) 市債残高の推計（一般会計）

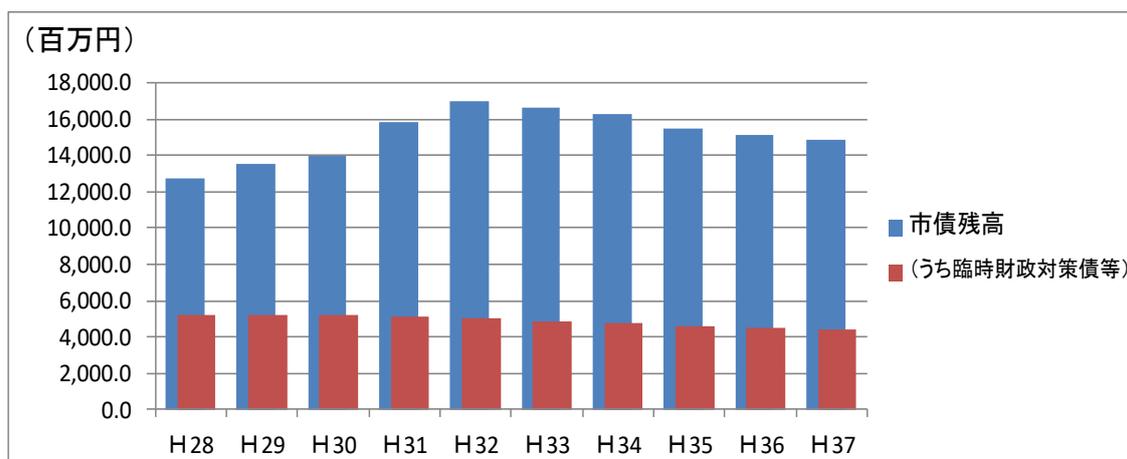
市債残高は以下のとおり推計されます。なお、事業に伴い発行する市債の他に、臨時財政対策債^{※36}（臨財債）やその他の市債（県営事業に伴う負担金など）を考慮して推計しています。

(百万円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
年度末市債残高	12,763.8	13,548.5	14,005.9	15,826.2	16,963.7
(うち臨財債等)	(5,243.0)	(5,249.3)	(5,224.2)	(5,151.4)	(5,033.7)

年 度	H33	H34	H35	H36	H37
年度末市債残高	16,623.2	16,246.2	15,508.5	15,175.2	14,837.6
(うち臨財債等)	(4,896.1)	(4,749.5)	(4,606.7)	(4,490.2)	(4,386.2)

市債残高の推計



※36 臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債。地方公共団体の実際の借り入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとされている。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度で、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

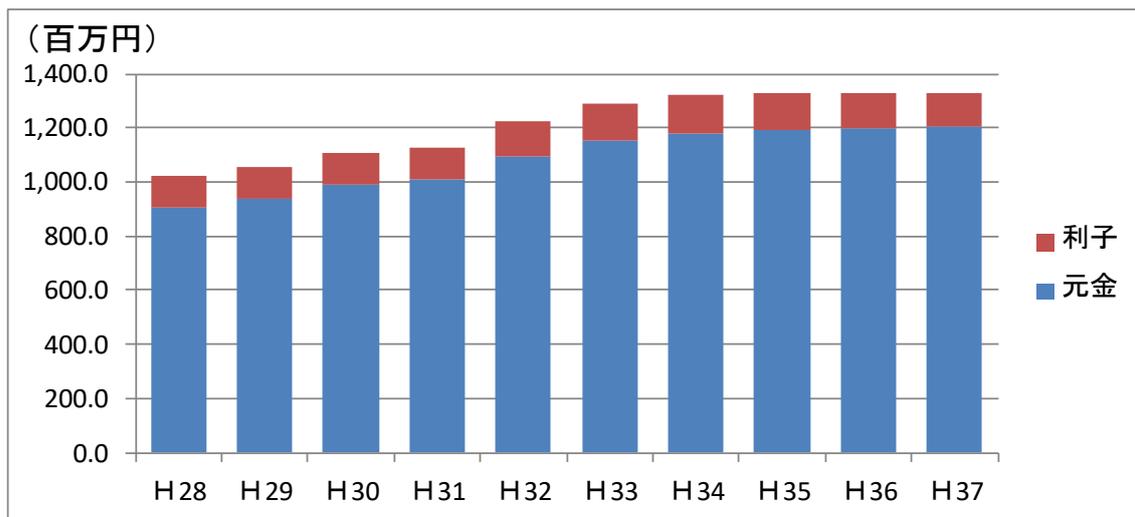
(2) 元利償還金の推計

整備計画期間中の元利償還金^{※37}は以下のとおり推計されます。(百万円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
元 金	905.0	936.9	989.9	1,010.6	1,094.2
利 子	115.1	117.8	120.2	119.6	129.4
合 計	1,020.1	1,054.7	1,110.1	1,130.2	1,223.6

年 度	H33	H34	H35	H36	H37
元 金	1,152.5	1,182.2	1,189.7	1,197.9	1,202.2
利 子	137.9	138.3	137.1	130.5	128.8
合 計	1,290.4	1,320.5	1,326.8	1,328.4	1,331.0

元利償還金の推計



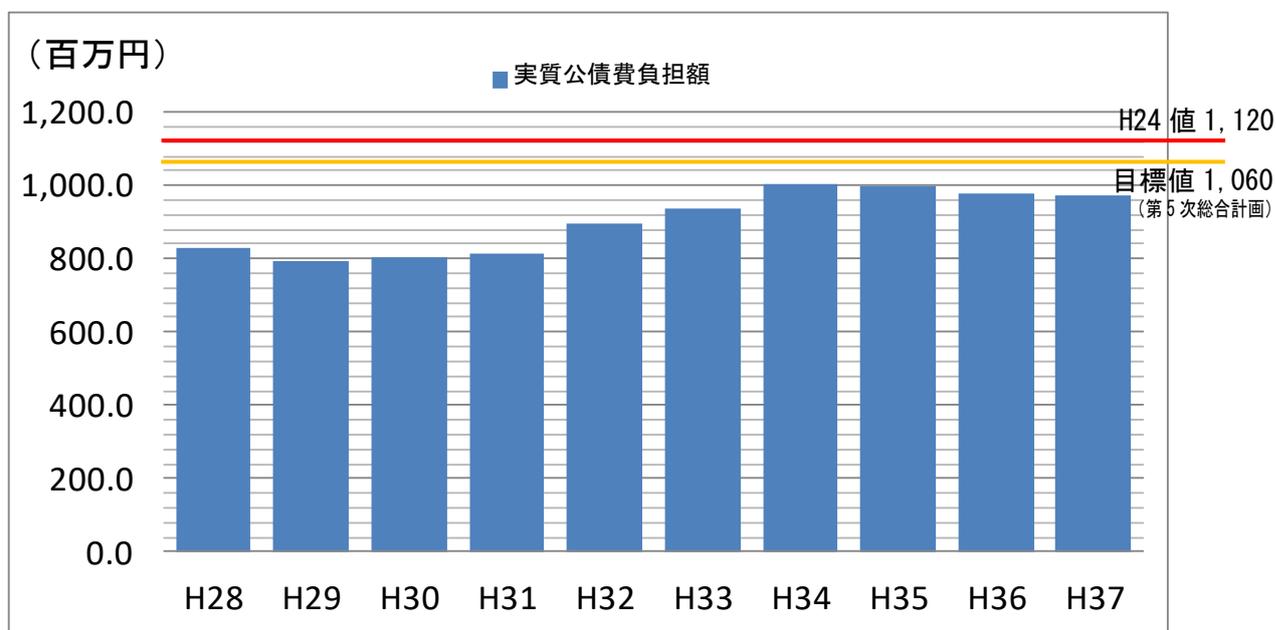
※37 元利償還金：借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のことで、地方債（特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金）の返済金をいう。

(3) 実質公債費負担額^{※38}の推計

第5次総合計画の財政運営分野の取組方針の一つとして実質的な負担額（普通交付税措置^{※39}等を除く）を抑制することとし、平成24年度の11億2千万円から前期基本計画（平成26年度から平成30年度）最終年度の平成30年度の目標値として10億6千万円を設定しています。整備計画期間中の負担額を推計すると、以下の通りになります。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
負担額(百万円)	832.0	795.8	804.5	815.3	895.0	938.5	1,003.1	997.7	978.9	971.3

実質公債費負担額の推計



※38 実質公債費負担額：実質的に負担する公債費の金額。地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを実質公債費比率という。

※39 普通交付税措置：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が一定の水準を維持しようとする財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する制度が地方交付税であり、普通交付税と特別交付税に分けられる。普通交付税は一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費）に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される。一方、特別交付税は普通交付税で算定に反映することのできなかった特別の事情（地震、台風等自然災害による被害など）に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される。

第6章 推進体制

長井市公共施設等整備計画の進行管理やフォローアップ^{※40}については、引き続き「公共施設等整備庁内検討委員会」を中心として、PDCAサイクルに基づいて実施してまいります。

※40 フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々まで面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。